

21建指第173号  
平成21年7月27日

各 特 定 行 政 庁 殿  
各 限 定 特 定 行 政 庁 殿  
各 指 定 確 認 検 査 機 関 の 長 殿

愛知県特定行政庁等連絡会  
会長 愛知県建設部建築担当局  
建築指導課長

### 地階を有する木造住宅等の建築基準法上の扱いについて（通知）

日頃から本県の建築行政にご協力いただきありがとうございます。

標記のことについては、従来地階の外周部の75%以上が地盤と接している場合など構造的に判断して地階が地盤と一体と見なせる場合に法第6条の区分を3号と扱わないことも可能としていたが、今後は下記のとおり取り扱うものとする。

#### 記

1. 地階が鉄筋コンクリート造、地上が2階以下の木造である建築物等は、通常の仕様規定のみの木造2階建専用住宅等と異なり、木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用しているため、構造モデルとしては3層であり、木造と鉄筋コンクリート造の部分の相互に及ぼす応力及び下部地盤の安全性等に留意する必要がある。したがって、これらの建築物については原則、法第6条第3号建築物として扱う。
2. 平成19年1月9日付け事務連絡「愛知県建築基準法関係例規集〔平成15年版〕第6版3刷での変更内容について」（別添）は廃止する。

連絡先 建築指導グループ  
電 話 052-954-6586（直通）

事務連絡

平成19年1月9日

各（限定）特定行政庁審査担当者様

各指定確認検査機関審査担当者様

愛知県建設部建築担当局建築指導課

建政・指導グループ

愛知県建築基準法関係例規集[平成15年版]第6版3刷での  
変更内容について(通知)

このことについて、社団法人愛知県建築設計事務所協会において平成18年12月から頒布されておりますが、このうち20ページの記載内容の変更について、質問が多く寄せられておりますので、改訂の趣旨について下記のとおりお知らせします。

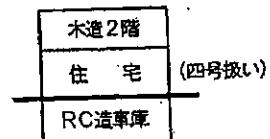
記

1 改訂の内容

20ページの(4)を削除した。

(4) 第四号適用(都市計画区域内で第一号から第三号以外の建築物等)

- ① 基によって構造が異なる場合は、第三号の適用対象建築物となるが、例えば、RC造の地階車庫の上部に車庫からの出入りがない木造2階建の住宅がある場合は、第四号の適用対象建築物として取り扱う。



2 改訂の趣旨

旧例規集p20の(4)のような建築物は、そもそも第三号に該当するものであります。地階車庫などの形式のものについては例外的に第4号適用とするものです。今回「地階である」とことと「RC造の地階車庫の上部に車庫からの出入りがない」とだけをもって、一律第四号適用とすることは適正でないとの判断によりその項目を削除したものです。

よって、地下車庫を有する木造建築物をすべて第三号と取り扱うべきとするものではありません。(12月22日(金)開催の愛知県特定行政庁等連絡会議における質疑においてこの説明をしていなかったので、付け加えさせ

ていただきます。)

従って、参考資料\*のように地階の外周部の7.5%以上が地盤と接している場合など構造的に判断して地階が地盤と一体と見なせる場合は、旧例規集p20の(4)の取扱いをすることとして差し支えありません。

\*参考資料：構造設計Q&A集（2.5.1「ルート判定用とT計算用の建物高さ」P46, P47）

連絡先 建築指導課建政・指導グループ  
電話 052-954-6586 (ダイヤルイン)

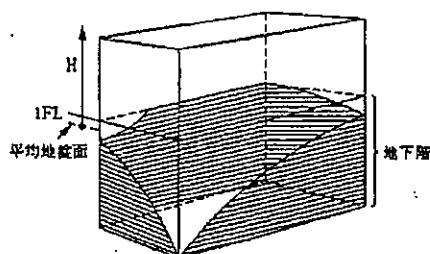
## 2.5 地震力

2.5.1	ルート判定用とT計算用の建物高さ	C
〔質問〕 ルート判定用とT計算用の建物高さの具体的なとり方はどうするか？		
〔回答〕 ルート判定用建物高さは「施行令」第2条第1項第6号による。 T計算用建物高さは基本的に設計者が建物の振動性状に対応して設定する。		
〔解説〕 建物の設計用1次固有周期を求める際にはその建物がどのような振動をするかを十分考慮して振動上有効な高さを用いる。		
〔例〕 ルート判定、固有周期の計算における建築物の高さ		
<p><b>形状-1 塔屋のある場合</b></p> <p>ルート判定に用いる高さは次のいずれかによる。</p> <p><math>H_2</math>……塔屋が高さに算入されない場合  <math>H_1</math>……塔屋が高さに算入される場合</p> <p>1次固有周期に用いる高さは次のいずれかによる</p> <p><math>H_1</math>……塔屋が高さに算入されない場合  <math>H_3</math>……塔屋が高さに算入される場合</p>		
〔注〕 塔屋が建築面積の1/8以下であっても居室がある場合や $h_1 > 12m$ の場合など、法的に階となる場合はルート判定を $H_1$ 、一次固有周期は振動性状を考慮して $H_1$ としてもよい。		
<p><b>形状-2 山形架構の場合</b></p> <p>ルート判定に用いる高さは<math>H_2</math>とする。</p> <p>1次固有周期に用いる高さは<math>(H_1 + H_2)/2</math>とする。</p>		
<p><b>形状-3 ドライエリアなどがある場合</b></p> <p>ルート判定に用いる高さは<math>H_1</math>とする。</p> <p>1次固有周期については、次のいずれかによる</p> <p><math>H_1</math>……ドライエリアなどがあっても、剛強なはりなどで建物と一体となっている場合。</p>		

上記以外の場合は

$$H_2 \text{ または } (H_1 + H_2)/2$$

**形状-4 敷地の地盤に傾斜等がある場合**



ルート判定に用いる高さは

平均地盤面からの高さ。

1次固有周期については

地下階の階高の2/3以上がすべて地盤と接している場合、または地下部分の外周囲が左図のように全周囲の75%以上が地盤と接している場合はHをとる。

**2.5.2  $T_g$  と  $V_s$  値の求め方**

C

〔質問〕 地盤種別を決定する時の  $T_g$  を  $V_s$  値から求める場合、  $V_s$  値は  $N$  値などから算定する実験式を用いてよいか？

〔回答〕 原則的には、  $V_s$  値は弾性波速度測定調査による。

地盤種別による地盤力の差は、設計用1次固有周期が長い場合に大きくなるので、高層建物の場合には、弾性波速度測定調査を実施することが望ましい。弾性波速度測定調査が行えない場合は、精度的にはやや劣ることを留意した上で、  $N$  値等をもとにした  $V_s$  算定用実験式を用いてよい。このとき、  $V_s$  値と  $N$  値等との関係式には種々の提案があり、それぞれの特徴がある。このため、数種の関係式から算定される値について総合的観点から検討し、  $V_s$  値を推定することが望ましい。

以下に、比較的よく用いられている関係式の例を示す。

(1) 平均的な関係式として（大崎）<sup>21</sup>

$$V_s = \sqrt{\frac{1200 \times g}{\gamma}} \times N^{0.4} \quad \text{m/sec}$$

$$g = 9.8 \quad \text{m/sec}^2$$

$$\gamma = \begin{cases} 1.5t/m^3 & (\text{粘土}) \\ 1.85t/m^3 & (\text{砂}) \end{cases}$$

(2) 平均的な関係式として（今井）<sup>22</sup>

$$V_s = 89.8N^{0.34} \quad \text{m/sec}$$

(3) 種々のパラメータを考慮した関係式として（太田）<sup>23</sup>

$$V_s = 68.79N^{0.171} \times H^{0.198} \times A \times B \quad \text{m/sec}$$

$$A = \begin{cases} 1.000 & (\text{沖積層}) \\ 1.303 & (\text{洪積層}) \end{cases}$$